

## 新病院整備事業の進捗状況について

### 1. 趣旨

新病院整備事業のうち建設工事については、平成23年11月30日に建築、電気設備、機械設備の各工事の契約を締結し、平成26年秋の開院を目指して工事を進めてきました。

この度工事が完成したことから、工事の状況及び契約変更の内容について報告するものです。

### 2. 建設工事の現場状況

現場の状況は下記写真のとおりです。

(平成26年 5月20日撮影)



〈外観〉



〈エントランスホール〉



〈1階外来ホスピタルストリート〉



〈病室〉

### 3. 建設工事の変更状況

建設工事の契約変更状況は次のとおりです。

	市立枚方市民病院 改築工事 (新病院建築工事)	市立枚方市民病院 改築工事 (新病院電気設備工事)	市立枚方市民病院 改築工事 (新病院機械設備工事)
当初 予定額	6,229,111,350円	2,002,810,950円	3,322,836,300円
	総計 11,554,758,600円		
当初 契約額	4,273,290,000円	1,542,450,000円	2,163,000,000円
	総計 7,978,740,000円		
前回変更時 契約額	4,350,391,500円	1,805,430,900円	変更なし
	総計 8,318,822,400円		
最終 契約額	4,400,803,740円	1,850,553,300円	2,186,895,000円
	総計 8,438,252,040円		
変更総額	127,513,740円	308,103,300円	23,895,000円
	総計 459,512,040円 (当初契約額からの増加率 5.8%)		
今回 変更額	50,412,240円	45,122,400円	23,895,000円
	総計 119,429,640円 (前回変更時契約額からの増加率 1.4%)		
今回の主な 変更内容	病室仕様一部変更 設備室・点検歩廊増設 シールド仕様一部変更 隣接道路関連部分整備	構内交換設備一部変更 情報通信網追加整備 幹線・電源盤一部変更 電灯設備等一部変更	衛生機器追加・一部変更 医療ガス設備増設 換気設備等一部変更
上記変更の 主な理由	新病院の設計は、設計段階時の管理運営等の考え方や想定した医療機器、情報システム等の仕様に基づいて行いましたが、その後の医療環境の変化に対応し、さらに将来の病院経営を見据えて管理運営計画を精査する中で、患者へのサービス、病院スタッフの作業性、設備等のメンテナンス性のより一層の向上が必要であると判断したものについて、また、工事に並行して発注した医療機器等の決定に伴い設計内容を変更したものです。		

※ 前回変更：平成25年8月開催の厚生委員協議会及び建設委員協議会において説明を行った変更  
(最終契約額に対する財源内訳) (単位：百万円)

補助金	起債	その他	合計
729	7,223	486	8,438

### 4. 今後の予定

6月中旬：引渡し

引渡し後、開院準備（医療機器搬入、情報ネットワーク整備等）

9月上旬：新病院開院セレモニー（内覧会等）

9月下旬：新病院開院

旧病院から新病院への引越し完了後、旧病院の解体工事に着手するとともに土壌汚染状況調査を行います。その後、旧病院跡地に駐車場を整備するなど、平成28年末を目標としたグランドオープンを目指し事業を進めます。

## 市立枚方市民病院事業の使用料 及び手数料の一部改定について

### 1. 目的

新病院の開院にあたり、使用料及び手数料の規定方法、金額を見直し、もって病院経営の健全化に資するものです。

### 2. 内容

#### (1) 使用料及び手数料の規定方法の見直し

現在、市立枚方市民病院事業の使用料及び手数料は、市立枚方市民病院事業の使用料及び手数料条例（以下「条例」という。）及び市立枚方市民病院事業の使用料、手数料等に関する規程（以下「規程」という。）により定めており、その概要は下表のとおりです。医療行為に係る料金の設定等については、今後、医療環境等の変化に迅速に対応する必要性が一段と高まるため、新病院開院にあたり、規定方法を条例から規程に見直します。また、あわせて、条例等の一部を改定します。

区分	現行	新たな規定方法等	
条例	■診療報酬の算定方法等により算定した額 (例) 診察料、投薬料、検査料等	条例(※変更なし)	
	■算定方法等に定めのない額 (→個別に金額を規定)		
	使用料 消費税・課税	初診に係る特定療養費	条例(※名称変更・改定)
		内視鏡下甲状腺手術治療、高密度焦点式超音波治療装置治療、インプラント治療、陥入爪治療、歯科矯正に伴う抜歯手術に係る費用	規程(※金額変更なし)
		人間ドック、脳ドックの検診料	
		インプラント画像診断料	
		セカンドオピニオン相談料	
		死体検案料、死亡検案料、死後処置料	条例(※改定)
		室料差額	条例(※新設)
	特別家具使用料	条例(※改定)	
非課税	分べん料	条例(※変更なし)	
	分べんに伴う入院に係る室料差額	条例(※改定)	
手数料 課税	文書手数料	条例(※上限規定化)	
	診察券再発行手数料		
	X線写真等の画像記録提供手数料		

区分		現行	現時点での改定方向
規程	使用料	■算定方法等により難い額（→個別に金額等を規定）	
		患者外食事料	（※削除）
		新生児処置料	規程（※名称変更・改定）
		面談料	規程（※変更なし）
		人間ドックオプション検査料 （血液検査・病理検査・画像撮影検査 その他の検査）	規程（※一部追加）
		その他の費用 （お産分べんキット・歯ブラシ等）	規程（※新病院におけるサービス 詳細の決定に合わせて今後追加）
	その他		

## （２）条例で定める金額等の見直し

### ① 非紹介患者初診料加算金（現行名称「初診に係る特定療養費」）

地域の中核病院として、地域の診療所との連携強化をはかるため、文書による紹介がある場合とない場合に差を設け、紹介がない場合に適用される料金について、名称を変更するとともに金額を改定します。

現行	改定案
（税抜）1,505円 （税込）1,625円	（税抜）2,000円 （税込）2,160円

### ② 室料差額・分べんに係る室料差額

新病院整備に伴い、新たな室料差額を定めます。なお、分べんに係る室料差額については、非課税です。

#### 【現行】

（単位：円）

個室	居住区分	室料差額（1日当り）		市外 加算率	設備
		（税抜）	（税込）		
特別室	市内	14,563	15,730	1.30	バス・トイレ・テレビ（無料）・冷蔵庫（無料）・床頭台・ロッカー・椅子・電話・洗面台・テーブル
	市外	18,932	20,450		
個室	市内	4,854	5,240		
	市外	6,310	6,810		

【改定案】

(単位：円)

個室	居住区分	室料差額（1日当り）		市外 加算率	設備
		(税抜)	(税込)		
特別室 (12床)	市内	15,000	16,200	1.33	シャワー・トイレ・テレビ（無料）・冷蔵庫（無料）・床頭台・ロッカー・ソファベッド・電動ベッド・タイルカーペット
	市外	20,000	21,600		
個室A (10床)	市内	10,000	10,800	1.30	シャワー・トイレ・テレビ・冷蔵庫（無料）・床頭台・ロッカー・チェアベッド・電動ベッド
	市外	13,000	14,040		
個室B (60床)	市内	7,500	8,100	1.33	トイレ・テレビ・冷蔵庫（無料）・床頭台・ロッカー・チェアベッド・電動ベッド
	市外	10,000	10,800		
緩和ケア 特別個室 (2床)	市内	15,000	16,200	1.33	シャワー・トイレ・テレビ（無料）・冷蔵庫（無料）・床頭台・ロッカー・ソファベッド・電動ベッド・IHミニキッチン・タイルカーペット
	市外	20,000	21,600		
緩和ケア個室 (有料/8床)	市内	10,000	10,800	1.30	シャワー・トイレ・テレビ・冷蔵庫（無料）・床頭台・ロッカー・チェアベッド・電動ベッド・タイルカーペット
	市外	13,000	14,040		

③ 特別家具使用料

近年の個室利用ニーズの高まりに対応するため、新病院では、12室の4床部屋で隣接するベッドの間に間仕切り家具を設置し、個室に近いプライベート空間を確保します。この間仕切り家具の使用について、特別家具使用料を新設します。

	居住区分	使用料（1日当り）		市外 加算率
		(税抜)	(税込)	
特別家具 使用料 12室（48床）	市内	1,500円	1,620円	1.33
	市外	2,000円	2,160円	

④ 手数料

現在、条例で個別に金額を規定している診断書等の文書作成に関する文書手数料等の手数料については、上限金額を条例で定めた上、新病院におけるサービス詳細の具体化を踏まえて規程で定めることとします。

区分	現行（税抜）	改定案
文書手数料	753円～3,000円	上限5,000円 (税抜)
診察券再発行手数料	96円	
エックス線写真等画像記録の提供に係る手数料	477円～953円	

### (3) 規程で定める金額等の見直し

現在、規程では、診療報酬の算定方法等により難い使用料等の額について、個別に金額等を定めています。これらについては、引き続き規程で定めませんが、新病院の開院に向け現時点で改定を予定している主な内容は、次のとおりです。

#### ① 新生児介補料（現行名称「新生児処置料」）等

新生児の入院料に相当する新生児処置料について、名称を変更するとともに金額を改定します。改定にあたっては、市内外の料金を分けて金額を明示規定するとともに、市内料金を引き下げ、枚方市民の出産に要する負担軽減を図ります。

	居住区分	現行		改定予定	
		初日分	2日目以降	初日分	2日目以降
新生児介補料 (非課税)	市内	25,480円	22,550円	21,000円	18,100円
	市外			25,480円	22,550円
	市外 加算率	—	—	1.21	1.25

あわせて、これまで診療報酬の算定方法により算定していた分べんに係る入院料についても、金額明示規定とします。なお、金額については、現行どおりです。

	初日	2日目以降
分べんに係る入院料（非課税）	36,310円	23,960円

#### 【参考】

出産に要する標準的な総費用比較

居住区分	現行		改定予定	
	現行	市外加算率	改定案	市外加算率
市内	531,850円	1.04	500,670円	1.10
市外	551,850円		551,850円	

(注) 分べん料、7日分の入院料・新生児介補料、その他経費の合計

#### ② 人間ドックオプション検査料

これまで、胃検診において胃X線と胃カメラのどちらを選択されても人間ドック検診料に含んでいましたが、胃カメラは医師による検査であるため、胃カメラを選択された場合はオプション扱いとし、3,000円（税抜）の検査料を新設します。

#### ③ その他

新病院では、病院給食は治療の一環として患者に提供するものに限定するため、患者外食事料を削除します。

### 3. 実施時期

新病院の開院時